

一般社団法人 全国児童発達支援協議会 (CDS-Japan) の概要

1. 設立年月日:平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容:

(1) 活動目的・内容

- ・成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- ・その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- ・乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- ・施設・事業所の運営に関する調査・研究
- ・政策提言(こども・家庭・現場の立場から)
- ・被災地支援(共助活動)

など

(2) 活動実績

- ・こども家庭庁、厚生労働省関連の部会・検討会等への参画(在り方検討会、ガイドライン策定等)
- ・厚生労働省障害者総合福祉推進事業の実施
(直近)R4「障害児通所支援の支援内容に関する調査研究」
「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」など
- ・全国研修会(管理者等研修会と職員研修会)、ブロックごとの研修の企画・開催
- ・国の専門コース別研修「障害児支援」、教育と福祉の連携関係(研修カリキュラム・動画等)等への参画

3. 会員数 : 障害児通所支援事業等520団体(令和5年4月時点): 全国7ブロック

4. 法人代表 : 加藤 正仁(うめだ・あけぼの学園)



1. 「放課後等デイサービス」の事業概要

1. 法的根拠

・児童福祉法 第6条の2の2

- ③ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

2. 利用対象者(利用要件)

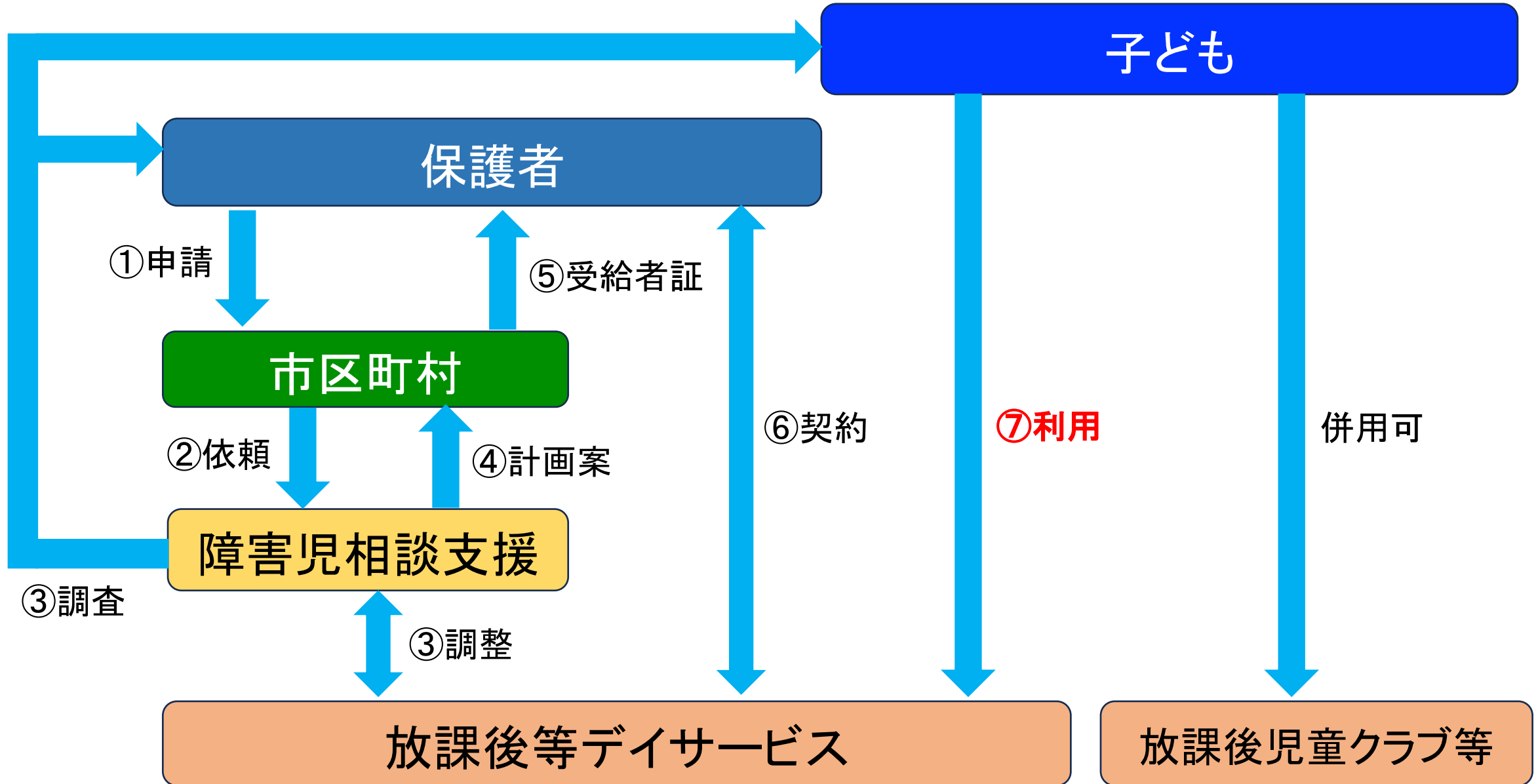
- ① 「障害児」であること (児童福祉法では、障害者手帳や診断は必ずしも必要としていない。身体に障害、知的障害、精神に障害(含発達障害)、医療的ケア児を含む難病等。)
- ② 学校(幼稚園と大学は除く)又は専修学校等に就学していること

※ 保護者の就労要件等はなし

「障害児」の増加(出典:文部科学省)

- ・特別支援教育児童生徒数(R4.5.1現在)
⇒ 59.9万人(6.3%)<平成24年度に比べ 2.0倍>
- ・通常学級にいる教育的ニーズのある児童生徒(R4)
⇒ 小中学校 8.8%、高等学校 2.2%

3. 利用手続き



4. 提供に当たっての基本姿勢及び基本活動(「放課後等デイサービスガイドライン」から抜粋)

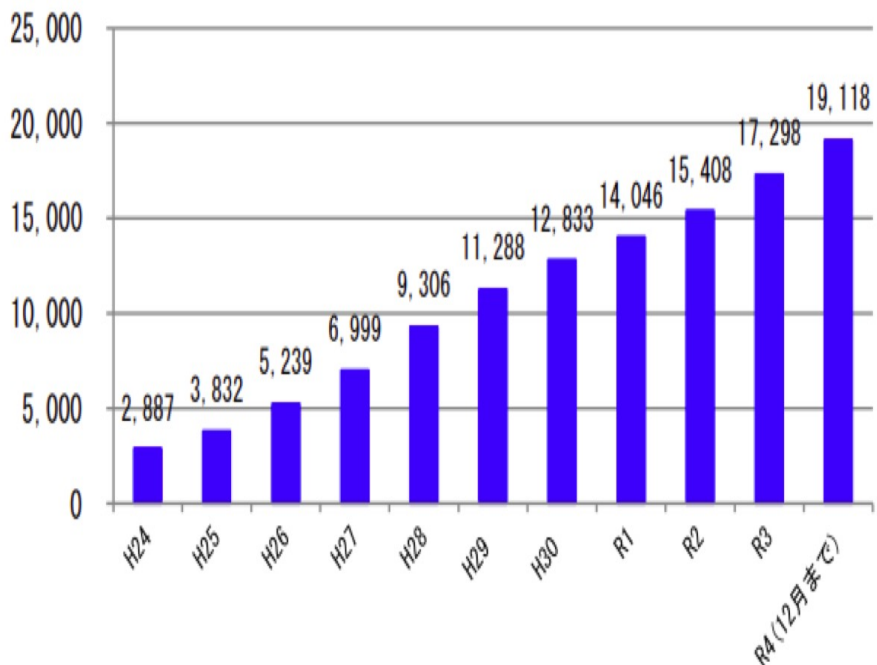
(1) 基本姿勢: 子どもが他者との信頼関係の形成、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わう、人と関わることへの関心、コミュニケーションをとることの楽しさを感じる、友達と関わりで葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力を育てる。

(2) 基本活動:
 ア 自立支援と日常生活の充実のための指導・訓練
 イ 創作活動
 ウ 地域交流の機会の提供
 エ 余暇の提供

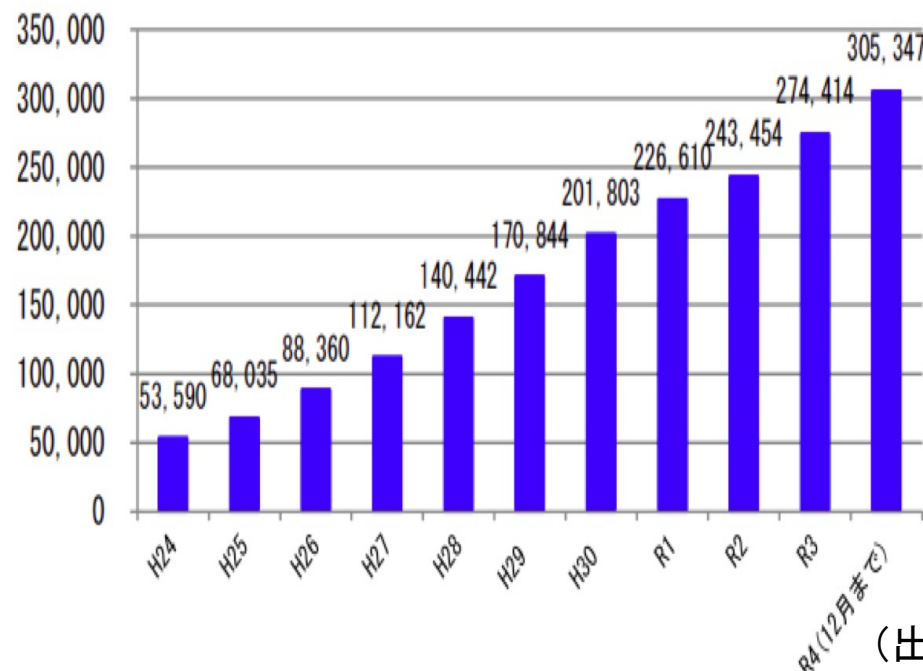
自由な時間の中で、本人がやりたい活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるよう工夫

5. 実態

事業所数の推移(一月平均(か所))



事業所数の推移(一月平均(人))



放デイ利用児の主たる障害

・知的障害	35.3%
・発達障害	41.1%
・肢体不自由	1.8%
・重症心身障害	3.6%

(出典:PwC(R2度)「障害者支援のあり方に関する調査研究～放課後等デイサービスの在り方～」)

(出典:国資料(国保連データ))

2. 報告書記載の課題に対する対応策や工夫について

1. 放課後等デイサービスの機能の整理

一般社団法人 全国児童発達支援協議会 (CDS-Japan)

「放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握の為の調査」(R1)

(1) 子どもにとっての「放課後」意味の明確化

○家や学校以外の第三の社会的「居場所」として機能すること

⇒ 第三の居場所として機能し、所属感と受容感、達成感、有用感等を満たしながら自律的に育っていく

※通所支援の利用時以外は、「家族と過ごしている」が8割以上 (PwC調査研究(2020))

○障害のない子どもに比べ、実際に利用できている社会資源が少なく、放課後活動の内容や範囲、人間関係が絶対的に狭い現状

⇒ 子どもが本来体験すべき多くのこと(休息を含む)を保障する。その際には、障害や特性等に配慮する。

①「育成支援」機能

(全ての子どもの放課後の育ちの保障)

生活・遊び、環境の保障

②「発達支援」機能

(障害や特性への合理的配慮)

生活と遊び、環境の工夫
不足する体験の保障

③「セーフティーネット」機能

(特別な配慮が必要な子どもを支える: 予防を含む)

① すべてのこどもに必要な「育成支援」機能（居場所機能）

こども期に必要な「場」「人」「時間」「体験」の提供

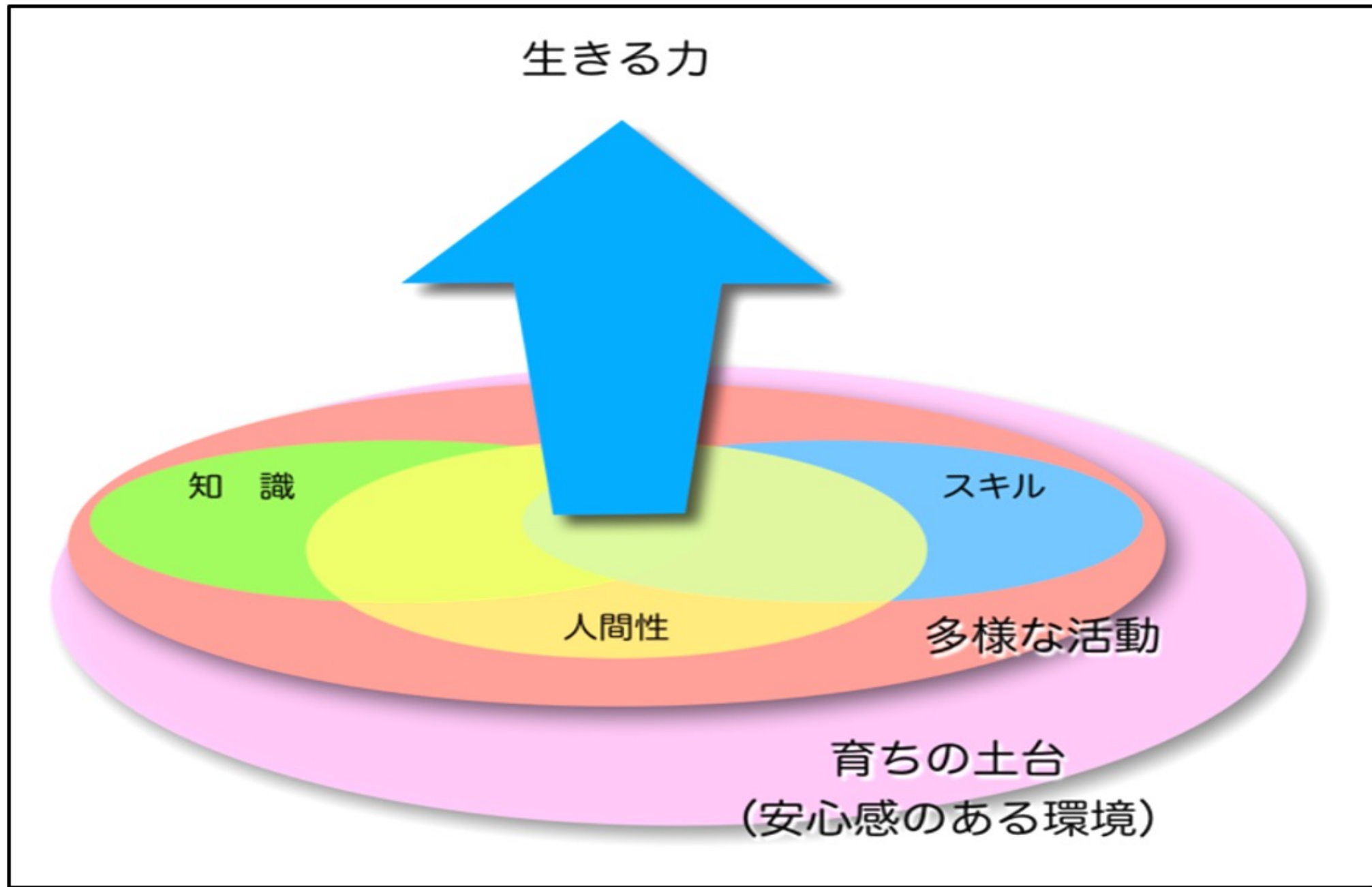
- ☆成し遂げるよろこび
- ☆友達・大人に存在を認められる（存在の肯定）
- ☆安心・安全な場

大人になるにあたっての大切なことは、
理解してくれる親以外の大人、友だちの存在



- ☆孤立をふせぐ
- ☆仲間（ピア）の存在
- ☆グループ活動・個別のかかわり
- ☆やってみたい、やってみたくなる多彩な活動





放課後等デイサービスの活動の様子

(合理的配慮の中で、安全・安心な居場所、生活、遊び、社会的な経験・活動、仲間づくり等)



個別のスケジュール ミーティング・学びの時間

屋内活動

学習



室内遊び

公園での遊び

夏休みの郊外活動

【資料提供】むぎのこ、わ・Wa・わ

こどもの声を聴く — こどもの視点に立った活動のために



- 障害のあるこどもは、これまで、どちらかと言えば大人主導で、こどもの声を聞いて実現させていなかった実態もあった。



- 障害のあるこどもの意見・意向を聴き、こどもが決定過程に参画していくようにする。
- 権利擁護の視点に立ち、意見形成支援、意見表明機会の確保と反映、アドボカシー等を通して、自己実現、Well-beingを高めしていく必要がある。

② 障害や特性に応じた「発達支援」機能

支援の視点	学童期 -----> 思春期 -----> (移行)
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の継続(行動や情動の統制、支援環境＝合理的配慮) ・障害特性に応じた個別の支援(二次障害予防、より豊かに生きる) ・年齢に応じた遊びや交友関係の支援 ・本人の生活スタイルを見つける <p style="text-align: right;">など</p>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの関わり方に関する専門的な助言 ・預かることで親の安心感に寄り添う(保護者の就労保障) ・養育者から支援者へ移行するための関係性の調整 ・家庭における本人の役割、家族の役割についての整理と調整 ・一人で過ごせるための制度利用や方法の助言 <p style="text-align: right;">など</p>
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と学校、事業所間の共通理解を図るための連携 ・地域から分離されない、地域とつながりのある支援 ・障害特性に応じた環境整備や支援方法についての連携 ・障害特性や支援方法を卒後に繋ぐための連携 <p style="text-align: right;">など</p>

放課後等デイサービスにおいて重視している発達支援の内容

放課後等デイサービスのみを実施している事業所(n=1,778か所)

項目	重視している	やや重視している	どちらとも いけない	あまり 重視していない	重視していない
日常生活を営む上で必要な心身の動作を身に着けるために行うリハビリ等行うこと	23.7%	29.2%	25.3%	12.6%	9.1%
身体を動かし、身体機能全般の向上させること	41.2%	37.0%	13.2%	5.9%	2.8%
社会で生活するためのスキルを身に着けること	78.2%	19.3%	2.1%	0.2%	0.2%
児童の情緒や感性の発達を促進すること	73.5%	22.8%	3.6%	0.1%	0.1%
家族や職員以外の地域社会とかかわること	29.6%	36.7%	26.0%	6.3%	1.4%
知識や日々の学習の支援を行うこと	37.1%	34.6%	17.5%	8.2%	2.6%
本人の関心や趣味に合わせて活動すること	60.5%	31.2%	7.6%	0.6%	0.2%
自分で考えて自己判断できるようになること、そのために必要な見分を拡げること	65.4%	28.5%	5.6%	0.4%	0.2%
滞在することでリラックスしてもらうこと	58.7%	30.8%	8.3%	1.3%	0.9%
働くためのスキルや心構えを身に着けること	31.7%	34.7%	22.6%	8.2%	2.8%
学校や保育所等といった集団で生活することになれること、スキルを身に着けること	58.5%	31.0%	8.2%	1.8%	0.5%

出典：全国児童発達支援協議会(2022度)「障害児通所支援の支援内容に関する調査研究」

③ 特別な配慮を必要とする児童に対する「セーフティネット」機能

○ 障害児虐待の多さ

- ・3か所の児童相談所にH30.9～10に一時保護された120件中、27.5%に障害(可能性を含む)が認められた

【内訳】知的障害 6.7%、発達障害 17.5%、身体障害 0.8%

(出典:全国子ども虐待防止学会「厚生労働省令和元年障害者総合福祉推進事業『障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、事業所・障害児入所施設における自己検証について』報告書」(2020))

○ 障害児通所支援における要保護児童等の受け入れの実態

- ・不登校の子どもが1人以上在籍している事業所は 24.8%
- ・児童相談所が関与している子どもが1人以上在籍している事業所は 20.8%
児童相談所は関与していないが虐待もしくは不適切な養育がある(可能性を含む)
子どもが1人以上在籍している事業所は 18.5%

(出典:みずほ情報総研株式会社 令和元年度放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究(2020))

不登校のこどもの支援



放課後ではない時間帯での利用
9:00～15:00

ミーティング



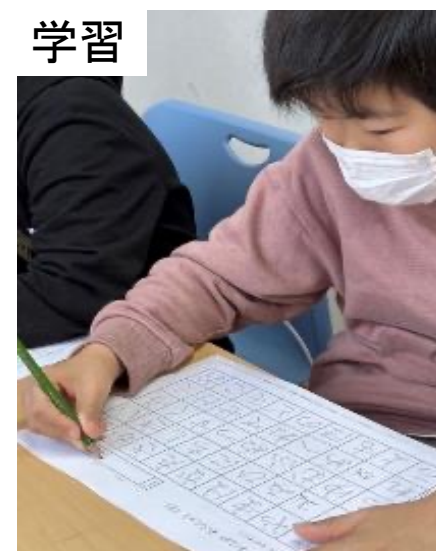
野外活動



調理



学習



その他：家族との連携支援

- (1) 親と子の関係性への支援
- (2) 育児負担の軽減
- (3) 親同士のつながり、親の居場所づくり
- (4) 保護者へのカウンセリング等

など

学童親子運動会の様子



放課後等デイサービスの特徴と課題、団体としての取り組み

(1) 放課後等デイサービスの特徴と課題

- ・利用対象が「障害児」に限定されている
 - ⇒ メリット(ピアの存在によりアイデンティティの確立、放課後学童クラブの対象外の中高生も対象としている等)
 - デメリット(インクルージョンを望む児童がそれを実現できていない現状もある)
- ・利用手続きが煩雑で、契約者は保護者になっている
 - ⇒ こども主体の手続きになっていない、通いたい放デイ事業所に通えていないことも
- ・利用者数の伸びが堅調
 - ⇒ ニーズの表れであるが、事業所数の増加を必ずしも肯定的に捉えていない行政も
- ・放デイのメニューやプログラムは多彩
 - ⇒ すべての障害に対応できていない所も。支援内容は預かり中心からSST訓練やハビリテーション・セラピー、自然体験まで多彩:こどもの参画が今後の課題

(2) 支援の質の向上のための調査研究、研修会の実施

- ・令和4年度厚生労働省障害者層福祉推進事業で、質の研究を行い、人材育成カリキュラムの提案を行った。
- ・全国管理者等研修会や職員研修会(全国、ブロック別研修)の実施、対話の場の提供

3. 居場所づくりにおけるステークホルダー(自治体や地域、学校等)との協働・連携方法について

(1) 放デイにおける学校との連携の内容

	放デイのみ	放デイのみ (重心のみ)
	n=1,778	n=116
学校への引き継ぎやアフターケアの実施	43.3%	56.9%
個別の教育支援計画や指導計画と個別支援計画の共有	33.4%	37.1%
ケース会議の実施	56.5%	50.0%
担任との情報共有	86.3%	80.2%
特別支援教育コーディネーターとのコンタクト	29.8%	33.6%
学校行事への参加／事業所の行事へ学校からの参加	20.2%	23.3%
特になし	4.5%	6.9%

出典:全国児童発達支援協議会(2022)「障害児通所支援の支援内容に関する調査研究」

学校との連携・支援例

- ・放デイスタッフが、子どもたちが来ていない午前中の時間帯に、学校を訪問しクラスに入って、放デイ通所児童の支援を担任(学校)と一体となって専門的に支援している事業所も。

【写真提供】むぎのこ



学校との連携した活動

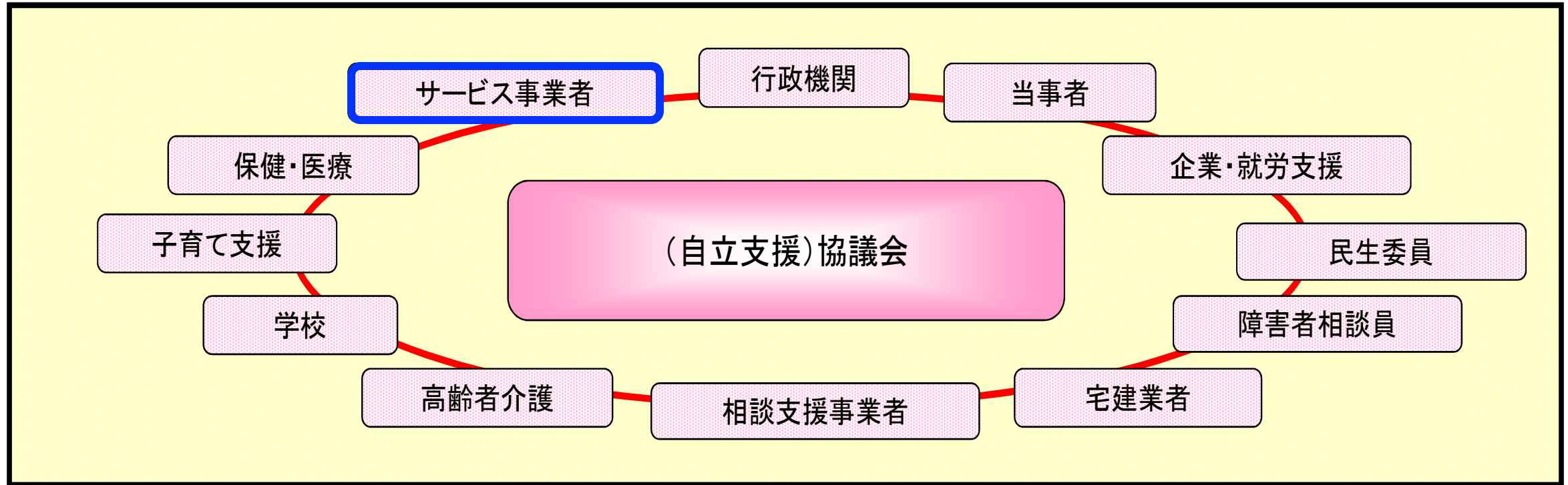


【写真提供】わ・1Wa・わ

(2) 地域連携・協議の場

- ・市町村(自立支援)協議会子ども部会などの公的で地域の関係者が集う協議の場で、放課後等デイサービスを含む地域の障害児支援の現状を確認して、課題解決に向けた検討を行っている(障害児福祉計画などへも反映)

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



障害者総合支援法に基づく市町村に設置されている地域協議会には、必要に応じて「子ども部会」が設置可能